

大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成金交付要綱

(目的)

第1条 省エネ性能の高い家電等（以下、「省エネ家電等」という。）への買替え促進を通じて、家庭におけるエネルギー費用負担及び温室効果ガス排出量の削減を図るため、市民が既存の家庭用電気機械器具等（以下「家電等」という。）から省エネ家電等を買替えた場合に、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）及びこの要綱により助成金を交付する。

(助成の対象となる省エネ家電等)

第2条 助成の対象となる省エネ家電等（以下「対象家電等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に店舗又は事業所を有する法人若しくは個人より購入すること。
- (2) 令和7年10月20日以降に購入したものであること。
- (3) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）により、定められた機器ごとの省エネルギー基準達成率が次項に定める基準以上であること。

2 対象家電等の種別及び省エネルギー基準達成率は、次に該当するものとする。

種別	省エネルギー基準達成率
エアコンディショナー	省エネルギー基準達成率が、2027年度を目標年度として100%以上のもの
電気冷蔵庫	省エネルギー基準達成率が、2021年度を目標年度として100%以上のもの
給湯器	省エネルギー基準達成率が、2025年度を目標年度として100%以上のエコキュート、ガス温水機器及び石油温水機器
LED照明	省エネルギー基準達成率が、2020年度を目標年度として100%以上のもの

(助成の対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する市内にある住宅で、既存の家電等を同種の省エネ家電等を買替え、かつ設置する者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく助成を受けていない世帯の者

ただし、助成を受けた家電等と異なる種別の家電等の買替えを行う世帯の者は、この限りでない。

(助成金の交付額等)

第4条 助成額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) エアコンディショナー、電気冷蔵庫、給湯器の買替えに要した経費について、4

分の1に相当する額とし、5万円を限度とする（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）。

(2) LED照明の買替えに要した経費について、2分の1に相当する額とし、1万円を限度とする（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）。

2 助成対象経費は、対象家電等の本体価格及び消費税及び地方消費税相当額とし、LED照明については、設置費用も対象とする。

（助成金の交付申請及び請求）

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象家電等購入に係る領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの

ア 購入日

イ 購入した店舗又は販売者名

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用及びその内訳

(2) 対象家電等の省エネルギー基準達成率が確認できるカタログ等の写し

(3) エアコンディショナー及び電気冷蔵庫を購入した場合は、買替え前の同家電をリサイクルしたことを証明する書類（家電リサイクル券控えの写し）

(4) 給湯器及びLED照明を購入した場合は、設置前及び設置後の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請期間は、令和7年11月1日から令和7年12月14日までとする。ただし、申請期間であっても、当該申請が予算の範囲を超える場合は、申請の受付を終了するものとする。

3 助成の申請は、エアコンディショナー、電気冷蔵庫、給湯器はいずれか1台、LED照明は台数制限を設けないものとし、1世帯につき1回とする。

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請（請求）があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否について、大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成金交付決定通知書（様式第2号）又は大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成の方法）

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付を決定したときは、遅滞なく、助成金を交付するものとする。

2 助成金は、当該額に相当する額分の商品券（大船渡商工会議所が発行する大船渡地域商品券をいう。）により交付する。

（商品券の受領）

第8条 前条第2項の規定により商品券を受領した者は、遅滞なく、大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成商品券受領書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、助成対象者が偽りその他不正な手段により助成を受けようとし、又は受けたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則 (令和6年6月28日市民生活部長決裁)

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

附 則 (令和7年10月3日市民生活部長決裁)

この要綱は、令和7年10月3日から施行する。

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先 印

大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成金交付申請書兼請求書
大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて
下記のとおり申請し、請求します。
また、市税の納税状況その他交付要件の確認のために必要な事項について、市長が指定す
る職員が調査を行うことを承諾します。

購入した家電等	☐ エアコン ☐ 冷蔵庫 ☐ 給湯器 ☐ LED照明
メーカー名 及び機種型番	メーカー： 機種型番：
統一省エネラベル 省エネ基準達成率	%
購入店舗及び住所	店舗名： 住 所：
購入日及び設置日	購入日：令和 年 月 日 設置日：令和 年 月 日
助成対象経費	本体価格： 円 消費税額： 円 合計： 円
助成金交付申請額	円 (エアコン、冷蔵庫、給湯器は対象経費の4分の1・上限5万円、LED照明は対象経費の2分の1・上限1万円。いずれも千円未満切捨て)
添付書類	(1) 領収書（購入日、購入店舗又は販売者名、購入製品名又は型番、購入費用及びその内訳が記載されているもの）の写し (2) 省エネルギー基準達成率が確認できるカタログ等の写し (3) 家電リサイクル券控えの写し（エアコン・冷蔵庫のみ） (4) 設置前及び設置後の写真（給湯機・LED照明のみ） (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成について、次のとおり決定したので通知します。

助 成 対 象 経 費	円
助成金交付決定額	円
備 考	

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成に
ついて、次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

不交付とした理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成商品券受領書

商品券受領額 _____ 円

大船渡市省エネ家電等買替え促進事業費助成の商品券について、上記のとおり受領しました。

申請者 住 所 大船渡市
氏 名
連絡先

印